2014年9月理事会備忘録
9月27日　9：30～11：00　消防署2F会議室
出席者：島田、岡田、田辺、松浦、林、加藤、中村、臼田
配布資料：掲示板用「落書き」通達・臼田報告・臼田協議提案事項

島田理事
敬老の日:H26.1月～12月末で80歳になられる方7名にお祝い金とシニア会から記念品(梅ワイン）を進呈、またシニア会登録者50名に子供会から花の鉢植えを進呈。プレゼンテーターは町内の子供36名が行いました､その子ども達にはシニア会から500円の図書券贈呈。
慰安旅行：シニア16名、一般15名。総勢31名の申込。予定通り実施します。
町内会加入についての問い合わせ：ディアス鎌倉新しい班を作る形で島田氏が管理業者と話し合いを持ちます。

臼田協議提案事項
①協議事項提案について
7月理事会決議で●理事会は最終決定とする。●審議時間を要するものは前もって理事に配布し時間に猶予をもって進める。と決まりましたが。
質問：審議・協議事項の回覧や配布物を決めるのは誰ですか？会長若しくは担当者？
決議よほど急を要するものを除き 7 月理事会決議を撤回し回覧などは無くし、理事会に提出する、時間内に終わらない場合は特別理事会を設定して協議する。
②GS対処について
●集合住宅外で回答を得て無い宅がある班は再度調査しますか？4B（2161）が顕著？
決議協議なし
●この際集合住宅も調査し、町内会住民数を把握しますか？
決議協議なし
●対処を検討するGSは、⇒後は臼田案
2191(和田塚)通路確保⇒場所の変更と新設箇所を設ける。
4046（島田邸南）不法投棄⇒場所の変更か掲示物若しくは張り込み。
4021/4032（消防署対面）・2141（一の鳥居）不法投棄⇒場所の変更か掲示物対応。
2181（和田塚北）不法投棄⇒掲示物対応。
4041（市橋邸横）・4045（川浦邸）量的過剰⇒新設箇所を設ける。
4044（トーアマンション他）不適切場所⇒場所の変更。
4042（由比ガ浜ハイツ）不法投棄⇒場所の変更。
●対処に当たって新たな住民検討会のお知らせかアンケートにするか、理事会で決めて承認を得るか？⇒住民検討会を開きニーズを引き出し、臼田が対応する。
決議近隣の住民に集まってもらい、意見交換で改善策を決めてそれに沿って担当は動く。使用者は後日通知と案受諾の承認をサインと捺印を受ける。担当者は順次進行し、理事会へは事後報告のみをする。早急に2191対処に取り掛かる。
★町内会員名簿に無い方は、勧誘を勧めますか？ゴミ放棄禁止とは言えない。
決議難しい問題との意見ありましたが、決議に至らず。

集合住宅

現行の法律では、２０戸以上の集合住宅は独自にゴミ集積所を敷地内に置く事が義務付けられています。２０戸未満の集合住宅は地元の了解を得て、既存の GS か新たに設置するとなります。

不法投棄

地元の了解を得ず、他地域からのゴミ持ち込みは不法投棄となります。解決するには名越のクリーンステーションに相談し、監視や看板設置を依頼する。

常習と大量放棄は処罰された判例が多くあります。

企業ゴミ契約

商売を生業とする営業所は、企業ゴミ契約が義務付けられています。営業者は町内会会員になることと、ゴミステーションにゴミを持ち込むこととは別の事です。正直企業ゴミ契約は高額です。営業者が町内の GS に持込むことは前記の不法投棄とみなされ処罰されます。

③防災マニュアルについて

印刷総数 1,000 冊（予備 10 冊）納入されています。内 549 冊を町内会員に配布。夏祭りで 10 冊使用、予備を除き残数が 441 冊有ります。(9/21 現在）市の防災課に予備から 1 冊差上げたら市の防災担当者（約 190 名）に配布したいので 200 冊程進呈願えないかとの相談を受けております。その場合 241 冊手元に残り今後の新会員対応はできますのと、冊子の内容鮮度も落ちますので進呈を承認願いたいと思います。

決議無償提供する、ただし、防災課も町内に対して便宜を図るよう働きかけるよう要請をする。

④子ども夏まつり運営マニュアルについて

記載することの難しさがあると思います、私が個々に取材して進めたいと思いますが？

決議臼田案で進める。回覧は本日回収しました。

理事会後、出席者全員で高砂稲荷清掃を行い 11：45 解散。